

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0922 秋田市旭北栄町1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

暴力団等反社会的勢力から不当な要求を受けた場合の対応は、企業のコンプライアンスに関わる重大問題です。

反社会的勢力の脅しや甘言に乗って安易に対応してしまうとエンドレスの要求が続き、発覚した場合には企業の存立に関わる問題にまで発展してしまいます。

反社会的勢力に対しては、決して弱みを見せないこと、そして毅然として対応することが大切です。

不当要求への対策の基本 Q&A その6

～ 違法行為・暴力団等の反社会的勢力への対応 ～

Q クレーマーが暴力団等の反社会的勢力であった場合の対応は？

A ・反社勢力による不当要求は、早急に弁護士と警察に相談すること。
 ・事案により暴対法の中止命令発出や被害届を提出し恐喝等で検挙してもらう。
 ・反社勢力の不当要求に安易に応じると企業の社会的信用が失墜し、その存続さえ危うくなることを肝に記しておく。

Q 暴力団等の反社会的勢力の不当要求を事前に防止するための対策は？

A ・企業の弱みに付け込んで利益供与を要求することが多いので、弱みを見せないことが重要。
 ・企業活動にミスや不祥事はつきものであるが隠蔽しようとするや付け込まれる。
 ・ミスや不祥事を隠すことなく、きちんと責任をとることが重要。
 ・暴力団排除条項は詐欺罪等の立件が容易な表明・確約型にする。

Q 表明・確約型とは？

A ・自分が暴力団等反社会的勢力ではないことを確約させるもの。
 ・暴力団非該当表明確約条項
 乙は甲に対し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者(以下、「暴力団員等」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 ・無催告解除
 甲は、乙が前項の確約に反して暴力団員等であることが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

Q 契約締結に際し、暴力団等反社会的勢力対策として何か良い条項は？

A ・乙は甲に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
 1 暴力的な要求行為
 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
 3 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 4 虚偽の風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為
 5 その他前各号に準ずる行為
 ・甲は、乙が前項の確約に反して、前項各号に該当する行為を行ったときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。
 ・前項の規定により甲が本契約を解除した場合には、乙は甲に対し違約金として金〇円を支払う。

Q 暴力団員から用心棒代の要求があった際の対応は？

A ・暴力団排除条例「暴力団の活動を助長する利益供与禁止規定」違反で断る。
 暴排条項違反は要求を断るための口実として効果的。
 →企業が銀行取引停止・公共事業指名取消・入札排除等の制裁を受ける。
 ・警察に迅速に相談。
 ・中止命令等発出の上申。

